

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和四年十二月二十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第三号	指定番号
第一項第五号 第四十二条 建築基準法	指定に係る 道路の種類
令和四年十二月 二十七日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町字西台百三番 一、百三番一地先道路、九十八番一の一部	指定に係る道路の位置
三十四・九九	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・五〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)